

刑事弁護こぼなし

花の季節も過ぎて、葉桜の季節となつてまいりました。私は土日も何かと忙しくしてしましたら、すっかり花見をしそびれたのですが、皆様は、いかがお過ごしでしょうか。

巷では毎日のように色々な事件が発生しているので、今回のコラムでは弁護士の刑事事件処理について少しお話したいと思います。

幣所の取り扱い事件は、主に民事事件（離婚・相続・債権回収等）です。ニュースで扱われるような殺人事件等の大きな刑事事件を取り扱うことはありません。ただ、それでも毎年一定数の刑事事件の依頼を受けています。

事件の種類としては、窃盗や覚せい剤の使用・所持が多いように思います。

「犯人がどんな悪いやつでも弁護するんですか」という質問は、本当によく受ける質問ですが、基本的には刑事事件の場合でも、依頼者（法律的には被疑者（起訴されていれば被告人）、マスコミ用語では容疑者です）の方のために全力で動く点は変わりありません。ただ、刑事事件の怖いところは、被疑者の方の希望を聞きすぎているといつの間にか自分も犯罪に加担してしまっている、ということがありうることです。

例えば、逮捕された被疑者の方のところに弁護人として接見に行くと、「友人に△△と伝えてほしい」等の頼みごとをされるのが時々あります。これが本当に友人に用事があるだけならいいのですが、この友人が実は共犯者で、「△△」が証拠隠滅をせよという暗号である可能性もあるわけです（被疑者本人にそのような意思が全くなくても、結果的に証拠隠滅の依頼になってしまっているというケースもあります）。

ですので、被疑者の頼み事には気を付けろ！というのは、弁護士業界あるあるの一つです。

テレビで事件のニュースを見るたびに、刑事事件も結構難しいなあと思います。

さて、殺伐とした話になりましたが、そろそろゴールデンウィークが近づいてきましたね。私は今のところ全くノープランですが、皆様は色々楽しいご予定もあることかと思えます。

常々事務所のメンバーと言っていることなのですが、長期のお休み明けは、ご依頼いただく案件が増える傾向にあるようです。お休み中に日頃気になっていたことについて考えて、休み明けに早速相談、ということなのかもしれません。

ゴールデンウィーク中にふとこれを片付けておこうかしらと思いついたものがありましたら、お休み明けにはぜひご相談下さい。



弁護士 深水 周子



和歌山県白浜にて
弁護士田保雄三
撮影

今後送付をご希望されない方はお手数ですが、info@waon-law.com または 06-6940-4704 までご連絡下さい。

お問合せ 大阪和音法律事務所 TEL 06-6940-4704 / FAX06-6940-4706

大阪市北区南森町1丁目3番27号 南森町丸井ビル306号

相続における葬儀費用の負担について

相続を巡る紛争において、葬儀費用の負担が問題になることがあります。例えば、親が亡くなり、喪主である長男が葬儀費用を支払った場合、葬儀費用を遺産から返してもらえるか、他の相続人に請求できるのかといったことが問題となります。

葬儀費用の負担者については、法律の定めはなく、学説も分かれています。名古屋高裁平成24年3月29日判決は、「亡くなった者が予め自らの葬儀に関する契約を締結するなどしておらず、かつ、亡くなった者の相続人や関係者の間で葬儀費用の負担についての合意がない場合においては、同儀式を主宰する者が同費用を負担するのが相当である」と判示しています。この裁判例によると、故人が生前に葬儀に関する契約を締結しておらず、相続人間で葬儀についての話し合いもなかったような場合には、原則として葬儀の主宰者である喪主が葬儀費用を負担すべきこととなります。したがって、この裁判例の考え方を前提とすると、喪主は、支払った葬儀費用を遺産から返してもらうことや他の相続人に請求することはできないこととなります。

一方、相続税の計算においては、以下の費用を葬式費用として相続財産から差し引くことができるとされています。

- (1) 葬式や葬送に際し、又はこれらの前において、火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用（仮葬式と本葬式を行ったときにはその両方にかかった費用が認められます。）
- (2) 遺体や遺骨の回送にかかった費用
- (3) 葬式の前後に生じた費用で通常葬式に欠かせない費用（例えば、お通夜などにかかった費用がこれにあたります。）
- (4) 葬式に当たりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用
- (5) 死体の捜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用

このように、葬儀費用については、遺産分割の場面と相続税の計算の場面で異なる扱いがされており、少しややこしい面があります。また、葬儀費用の負担についても、上記裁判例が全ての事案に適用されるわけではなく、個別の事情によって判断が異なる場合もありますので、個々の事案を詳細に検討する必要があります。

今夜の一軒



弁護士 和田慎也

先日、知人の弁護士の独立のお祝いの会で**健美宴**（住所：大阪市中央区淡路町3-1-1、電話：06-6282-7547）というお店に行ってきました。この店は、鶏の水炊きと焼鳥にこだわりがあるお店です。

1階のテーブル席・カウンターもいいのですが、2階の個室（最大12人まで入ります）は他のお客さんから離れていて、落ち着いてゆっくり食事するのにピッタリでした。料理は、最初に「うずらの卵入りの豆乳」が出てきたり、お造りも鶏・魚が両方出てくるなど、細かいところまでこだわりを感じさせるものでした。メインの鶏の水炊きも、鶏肉はもちろん、野菜もとても新鮮で、上品な味です。

ワイワイ騒ぐというより、仲間内でゆっくり語り合いたいという場合にぴったりのお店だと思います。

今後送付をご希望されない方はお手数ですが、info@waon-law.com または 06-6940-4704 までご連絡下さい。

お問合せ 大阪和音法律事務所 TEL 06-6940-4704 / FAX06-6940-4706

大阪市北区南森町1丁目3番27号 南森町丸井ビル306号